

事業書（■経営会議 □調整会議）

開催日：令和4年10月27日（木）

担当課：総務部 人財課 政策部 政策総務課

件 名：地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について	
提出理由：地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げや役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等の整備のために必要な条例改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識や技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを趣旨として、定年引上げ等を柱とする改正国家公務員法が令和3年6月に成立した（令和5年4月1日施行）。 国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法も改正され、地方公務員の定年についても、令和5年度から同13年度までに現行の60歳から65歳まで段階的に引上げる必要がある。 <p>2. 本市の対応</p> <p>(1) 定年の段階的引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行60歳の定年を令和5年度より、段階的に引上げ令和13年度から65歳とする。 <p>※特例定年の職は設けない（現行で特例定年である医師、歯科医師の定年は65歳）。</p> <p>(2) 役職定年制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。 <p>① 降任後の取扱いについて</p> <p>管理職手当を支給されている職員は、60歳到達後に降任し、管理職以外の職（非管理職の最上位の職）とする。</p> <p>② 例外措置について</p> <p>ア 役職定年制の適用除外：設ける (医師及び歯科医師)</p> <p>イ 役職定年の上限年齢の例外：設けない</p> <p>ウ 特定管理監督職群の特例任用：設けない</p> <p>エ 職務遂行上特別な事情等がある場合の特例任用：設ける（現行の勤務延長制度と同要件）</p>	<p>(3) 定年引上げ期間中の新規採用（定年退職補充）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 定年引上げ期間中の新規採用（定年退職補充）について、平準化を図るものとする。 <p>(4) 定年前再任用短時間勤務制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）できる定年前再任用短時間勤務制を導入する。 <p>(5) 給与に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準：当分の間、60歳を超える職員の給料月額は60歳前の7割水準とする。 退職手当：当分の間、60歳に達した日以後に退職した場合も、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。 <p>① 60歳以降の昇給について</p> <p>60歳超の職員の昇給は行わないこととする。</p> <p>② 医師及び歯科医師の給料月額</p> <p>医師及び歯科医師は7割措置の例外とする。</p> <p>(6) 情報提供・意思確認制度の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認する。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者部分休業制度の導入は、継続検討課題とする。 <p>4. 条例及び規則の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> 定年引上げや役職定年制等の諸制度の整備のために必要な条例及び規則等の改正を行う。
<p>経 過</p> <p>R3.6 地方公務員法の一部を改正する法律の公布（施行日 R5.4.1）</p> <p>R4.3 定年引上げの条例等の整備（国通知）</p> <p>R4.6～ 大和市職員組合との調整</p>	<p>今後の予定</p> <p>R4.12 関連条例の改正議案上程</p> <p>R5.1～ 対象者への情報提供・意思確認</p> <p>R5.3 令和6年度に向けた採用計画の検討</p> <p>R5.4 新制度施行</p>